

令和4年度第2回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日時 令和4年12月19日(月)14時から15時30分まで
場所 平塚市役所本館3階 302会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、佐藤貴子委員、白石委員、鈴木委員、小林委員、上原委員、
(11名) 庭崎委員、大岩委員、佐藤尚委員、中田委員
事務局 環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施
(14名) 設管理担当課長、環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推
進担当長、環境施設課施設整備・広域担当長、環境施設課事業センター
担当長、環境施設課破碎処理場担当長、環境施設課リサイクルプラザ担
当長、担当者3名
傍聴者 なし

《委嘱式》

○審議会の開催に先立ち、庭崎委員に環境部長から委嘱状を手交。任期は平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条第3項の規定により、前任者の残留期間である令和4年9月30日から令和6年3月31日までであることを告げる。

《以下、審議会の開催》

○環境部長挨拶

(事務局)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は、総勢11名でございます。本日の出席は11名となっております。「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、よって会議は成立しておりますことを併せて御報告いたします。また、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、本日の委嘱式並びに審議会は公開としております。本日の会議の傍聴者はございません。それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いします。よろしく願いいたします。

(会長)

令和4年度第2回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。本日は、まず可燃ごみの戸別収集について、実施前後の比較を見てまいりたいと思います。その後、新たにプラスチック関係の法律が施行されましたので、概要や課題等を共有してまいりたいと思います。

それでは、議題1「可燃ごみ戸別収集の実施前後の比較」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 可燃ごみ戸別収集の実施前後の比較
- ・資料2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

そして、本日、「次第」、「委員名簿」、「席次表」と「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」を併せて配付しております。こちらも含め、不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

資料1をご覧ください。戸別収集については、令和4年10月から可燃ごみの戸別収集の区域を拡大いたしました。今回の資料は、拡大した区域の実施前の集積所収集と実施後の戸別収集における排出量、実走で得た走行距離、収集作業時間の3点について比較検証したものとなります。前提条件としましては、実施前の集積所収集での令和4年4月と5月の2ヶ月と拡大開始した10月と11月の2ヶ月を比較しています。収集日は月曜日と木曜日、対象地区は港地区の6つのエリアとしました。収集体制として、収集車は1日12台、作業員は各日ともに33人で行っています。なお、資料右側の備考にありますとおり、今回のデータ採取にあたり、戸別収集実施前後におきまして、同じ地区の同じ車両と同じ作業員で比較しておりますが、車両の整備や職員の休暇等により多少の変更が発生していますことを御了承ください。それでは、検証結果を御説明します。まず、市民1人1日当たりの排出量として、実施前の408.9グラムに対しまして、実施後は366グラムでした。その差は42.9グラム。割合にしまして、約10.49%の減量効果がありました。参考ですが、令和3年度の平塚市全体で434グラムという数値が出ております。それから、資料にはございませんが社会実験時の数値を申し上げますと、社会実験時は437グラムから369グラム、約16%の減量効果がありました。続いて収集車走行距離の比較です。1台当たりの平均距離数の比較ですが、実施前の2.54キロメートルに対しまして、実施後は3.72キロメートルとなりまして差し引き1.18キロメートル、46%の増加となっております。続いて収集作業時間の比較です。1台当たりの平均時間は、実施前の59分に対しまして、実施後は80分、約21分35%の増加となっております。戸別収集では、ごみの減量に一定の効果が見込められるという反面、走行距離や収集作業時間の増加という数値が出ております。私からの資料の説明は以上です。

(会長)

資料1について、何か御質問はありますか。

(委員)

戸別収集が実施された港地区は、まず私の住まいとしているところでございます。まずは収集作業に従事される方々について、非常に御苦労いただいていることに対して感謝申し上げたいと思います。戸別収集を始めるときに、用具をどうしたらいいの、どこへ出したらいいの、等、様々な御意見を頂きました。始まってしまえば案ずるより産むが易いでしょうか、各地区の自治会長の意見としても、様々な方々の意見としても、成功裏に収められたのではないかと思います。その結果が減量効果に表れているのだと思います。走行距離や収集作業時間も記載されておりますが、収集作業員の方々は、雨の日も風の強い日でも、暑い日であっても走り回って収集されています。御苦労に感謝申し上げ、委員としての立場からしてもこの減量効果が1番の成果ではないかと思います。また、カラスや猫の動物被害や強風によるごみの飛散による住環境への被害というのもまったくありませんし、非常に良い結果だと私は思います。

(委員)

マンションやアパートについては、どういう取り扱いになったのでしょうか。

(事務局)

大規模なマンションにつきましては、専用の集積所を設置していますので、戸別収集実施前の排出方法と変わっておりません。ただ、戸別収集の対象地区を港地区で拡大する際には、戸別収集の開始予定日とともに減量効果の数値等をお示ししたパンフレットを全戸にポスティングしております。パンフレットをお読みいただいたマンションのお住まいの方々も減量に御協力いただいた結果、拡大地区全体の

動きとして減量に繋がったものだと捉えております。

（委員）

約10%の可燃ごみの減量効果があったと説明されましたが、比較対象の時期が違うので、確かにこれくらい減るであろうという認識でよいか見解をお伺いしたいのですが。

（事務局）

実施後のデータにつきましては、10月から拡大を開始しておりますので、直近最大の10月、11月の2か月間を採用いたしました。収集体制は、4月からの上半期と10月からの下半期で変更しておりません。4月、5月については、収集ルート of 習得等がありますので走行距離や作業時間に若干の増加に転じるようなことも考えられますが、2か月間の平均ということで比較対象として可能ではないかと考えております。

（委員）

他の委員からのお話しにもあったように、美観も向上し動物被害もないということでしたが、ごみの分別という点ではいかがだったでしょうか。集積所に排出する場合、世帯の責任というのが分かりづらいことによって、分別が徹底されなくなる可能性もあるのではと思っています。その点では、戸別収集は排出者が分かることになりまますから排出者の責任というのはかなり明確になったのではと思うのですがいかがでしょうか。

（事務局）

全体的に申し上げるとご覧いただいている数値に表れているのかなと思います。組成分析調査を別に行っておりまして、可燃ごみの中に古紙類やプラスチックが混入されているという状況は把握しておりましたので、それらが減少されているのではないかと考えております。また、件数は少ないですが不分別が目立つような状況ですと、収集作業員がステッカーを貼って対応させていただいておりますので、そういった対応も分別の徹底に影響しているのではと思います。

（委員）

戸別収集になって分別が徹底される傾向にあるという解釈でいいということですね。分かりました。

（委員）

可燃ごみが約10%減ったということで喜ばしいことなのですが、ごみ処理に係る全体的な費用についてはいかがでしょうか。処理量が減ればその分ごみの処理費としては減少しますが、燃料の高騰等、走行距離や作業時間が増えればその分増加するのではないのでしょうか。

（事務局）

現在までに戸別収集実施前と収集体制は変更せず運営できている状況です。社会実験の結果として、人員と車両ともに増加しなければ市全域での戸別収集は難しいという御報告はさせていただいておりますが、現行の収集体制を最大限活用すれば予算の範囲内に収まるという見立てで運営しております。しかしながら、今後市全域に展開する際には、社会情勢等も影響してくるのではないかと予想できますので、その時の収集体制を鑑みながら最大限活用した上で、効果も確認しながら運営してまいります。

（委員）

これまでの質疑の中で、何点か理解できないところがあります。最初に、今回の数値の基本となって

いる4月、5月と10月、11月の比較なのですが、年間と通じて可燃ごみの排出状況を見たときに、ごみ量が一時的に増加する時節を考慮しているのでしょうか。

（事務局）

年間を通じて、ごみ量が多い時期と少ない時期というのはございます。例えば、クリスマスや年末年始の際には、ごみ量がとても多くなる状況です。卒業や退職等による人の移動が多くなる3月や4月上旬も多くなる時期ではありますが、比較対象月はごみ量がある程度落ち着いている状況にあります。

（委員）

減量効果についての質疑の中で、分別というお話があったかと思うのですが、これは各家庭が戸別収集となり分別が徹底されることによって減量できたという理解でよろしいでしょうか。また、分別されたごみは別のごみとして排出されているという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

戸別収集実施前には、可燃ごみの中に古紙類やプラスチックの混入が多いという状況でしたので、それらを可燃ごみから除くという意味では、他のごみが増えるという関係にあるかと思えます。ただ、単なる可燃ごみであっても、可燃ごみの中にはとても水分量が多いものもございます。例えば、御家庭の排水溝に溜まった生ごみの水気を切っていただくだけで重さが変わります。実施前のポスティングにもそういった内容を記載しておりましたので、各家庭で減量に御協力いただいた結果なのではと思っております。

（委員）

先ほどの御質問の内容につきまして、戸別収集実施前あるいは拡大前に各地区自治会長が案内してくれていました。各地区の中でもごみの排出は個人の責任ということで快く受け止めて頂いている感じはあります。

（委員）

そういうことで戸別収集することによって、我々平塚市民のモラルが向上するということでしょうか。

（委員）

別の地区から早く戸別収集にして欲しいという声も聞きます。市全域に広がれば住環境の改善もごみの減量化もできるのではないかと思います。なかなか難しい部分もあると思います。私としてはありがたいと思っています。

（会長）

戸別収集に関連して社会実験を行ったことは2つの大きな目的があります。1つは戸別収集が市民に受け入れられるか、もう1つはコストがどのくらいかかるのかを把握するということだと思います。受け入れの度合いという点に関しては、大変温かく受け入れてもらっているように思います。加えて高齢者にとっては、戸別収集というのは非常に意義があると思います。ただし、一度戸別収集に切り替えてしまうと再度集積所収集には戻れないという点があります。コストがどのくらいかかるかを見ていけないといけないと思います。今回は、約10%の減量効果があったという点だけで喜んではいけません。何か所かで統計を取った結果を見なければ本当に効果があったのかが分かりませんが、社会実験の3地区も同様に減量していたので、今回の結果をもって減量効果が立証できたと思います。しかし10%の

減量効果を得るのに、46%の走行距離の増加と35%の収集作業時間の増加は大きいと思います。逆に言えば、46%走行距離が増加した地区は車両が走れているということでもあります。パーセンテージが変わらない、もしくは減少した場合どのように収集しているのか、おそらく作業時間に表れてくると思います。作業時間によっては人員を増やさなければいけないという結論になる可能性もありますので、戸別収集のモニタリングは続けていかななくてはならないと思います。コストがかかってくるようであれば、有料化についても検討していく必要もあるのではと思いますので、減量効果だけに喜びを持つということは大変危険だと思います。その他、御意見等がございますか。

(委員)

戸別収集は、お宅によって収集車が入らない狭い道路であっても自宅の門の前に置いておくというルールですね。そうしますと車で走れる最適ルートを走行したとしても車から離れて収集作業員が作業する時間が発生すると思うのですが、地域によってはその部分の差もあると思いますし、社会実験をする前にはそのあたりの調査をしてルートを決定したのでしょうか。

(事務局)

収集ルート上で、実際に車を停めて降りた時からどのくらい歩いているかのような調査は行っておりません。収集作業員は、土地勘と経験もございますので収集拠点を一筆書きでつなぐように回るルートが最短最適だと考えております。収集ルート上で、車両が入らない場所については、やはり徒歩で収集するか、もしくは軽自動車も用意しておりますのでどちらかで対応させていただいております。

(委員)

収集作業時間が実施前後で35%も上がっていることを考えますと、作業員への負担が増えているのではないかと思います。作業量がどのくらい増えたかの目安として、現在のスマートフォン等には万歩計等もついているものがありますので、作業員の歩数が実施前と比べてどのくらい増えたかを調査してみてもよいのではないのでしょうか。資料としてそれが必要かどうかの検討も必要だと思いますが、その辺も御検討いただけたらと思います。

(委員)

先ほどから私も当事者として御意見申し上げておりますが、集積所収集の場合、ほとんどの作業員は車に乗って、ポイントに着いて降りてを繰り返す形だったと思います。戸別収集は、まずは歩きっぱなしでしょうし、家によっては歩く距離も変わってきますし、データを取るのなかなか難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

不可能でないのかなというふうに思いますが、収集作業しながらという状況になりますので、難しい部分もあるのではと思っております。ただ、貴重な御意見だと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

確認です。今回の資料1は、代官町、久領堤、札幌町、幸町、千石河岸、高浜台の6つの地区のデータということでよろしいのでしょうか。戸別収集は現在社会実験中という位置付けでよいのでしょうか。それとも市全域で行っていくために地区を決めて順番に開始しているという理解でしょうか。これから先のことと現在実施済のエリアを教えてください。

(事務局)

現在は、実験中ではなく本格実施という位置付けです。社会実験につきましては、令和元年10月から令和3年3月まで行いました。本格実施は令和3年4月、社会実験終了と同時に本格実施となりました。その後、令和3年10月に収集対象地区を一部拡大し、今年の10月にも一部拡大しております。このように順次対象地区を拡大していく予定です。

対象地区についてですが、社会実験は、夕陽ヶ丘、立野町、大神のそれぞれ一部で実施しました。社会実験対象地区でそのまま本格実施となり、令和3年10月に夕陽ヶ丘の一部だったものを夕陽ヶ丘の全域、立野町も同じく全域とし追分を追加いたしました。今年の10月に、資料にある6つの地区と浅間町、宮松町、田村、吉際、大神の全域に拡大いたしました。

(委員)

確認ですが、今回の資料に夕陽ヶ丘が入っていないとは思っていましたが、夕陽ヶ丘はすでに社会実験中に減量効果等の比較検証を行っているから除外されたということでしょうか。

(事務局)

御質問いただいたとおり、夕陽ヶ丘はすでに実施しておりますので除いた状況です。参考ですが夕陽ヶ丘につきまして、社会実験上のデータを申し上げますと16%の減量効果があると報告いたしました。

(委員)

他の委員から御指摘があった時節によるごみの排出状況の変化についてやはり気になります。4月、5月と10月、11月で比較するなら令和元年や令和2年等の別の年代で同じように比較してあまり差がないということであれば、この減量効果の優位性というのが立証されると思います。過去のデータもお示しいただければと思います。

(会長)

これは事務局の宿題ということによろしいでしょうか。感覚的にはおそらく減少しているはずですが。

(委員)

はい、お願いします。

(会長)

それでは事務局よろしくお願いします。収集は、戸別収集に軸が移行してしまっていると考えていいと思いますので、戻ることはできません。戸別収集の形で対応を考えていくものと思います。問題は、作業時間が相当増えるということです。生産性というのを、そんなに上げられる分野ではない訳なので、結局人の労力に依存せざるを得ない状況だと思えます。業務量が過重だという職場の声が上がる前に、人を増やしていく、どの程度増やすのかを見極める1つのデータとして活用していくためにも検証は必要ではないかと思えます。

では引き続き、議題2の平塚市のプラスチック資源循環法について議論を進めていきたいと思えますので、まず事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づきまして、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律について御説明させていただきます。7月の審議会においても、簡単に触れさせていただいておりますが、本法律の施行に伴いまして、今後、容器包装プラスチックに加え製品プラスチックへの対応が求められてまいります。来

年度以降、当廃棄物対策審議会においても御審議いただく可能性もございますので、改めて制度の概要、想定される課題につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目をご覧ください。1ページ目の「はじめに」というところになります。本法律の成立の背景及び概要についてです。プラスチックは、その有用性から幅広い製品の容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに関わる資源循環の促進等の重要性が高まっております。資料下段の法律の概要のところになりますが、こうした中、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応しまして、プラスチック使用製品の合理化、プラスチック使用製品廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等を講ずることによりまして、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層の資源循環の促進を図ることが必要となります。こうした考えを踏まえまして、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計から、廃棄物の処理に至るまでの各段階におきまして、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月に法律が制定されました。

2ページ目をご覧ください。各関係主体に課されている役割についてです。上段の部分です。プラスチックの資源循環の実現に向けて、すべての関係主体が参画し、相互に連携しながら効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めることが重要とされています。そのため、それぞれの役割分担のもと積極的に取り組むよう努めることとされています。では、具体的に見てまいります。まず事業者についてです。プラスチック使用製品設計指針に即して、プラスチック使用製品を設計すること。この指針には、プラスチック使用量の削減、部品の再使用や再生利用を容易にするための工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の促進等が掲げられております。

プラスチック使用製品の使用の合理化のため業種や業態の実態に応じて、有効な取り組みを選択し、当該取り組みを行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。今年度に入りまして、コンビニやファストフード店等で、紙製のストローや容器、木製フォークへの切り換え等、身近なところにおいても変化を感じるようになってきているかと思いますが、このような要請に応じた取り組みだと思われます。自ら製造販売したプラスチック使用製品の自主回収、再資源化を率先して実施すること。排出事業者として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制、再資源化を促進することとなります。続きまして消費者に対して課されている役割です。プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること。認定プラスチック使用製品を使用することが求められております。国に対しましては、必要な資金の確保等の措置を講ずること。情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること。教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずることとされています。市区町村につきましては、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずることとされております。最後に都道府県です。市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的な援助を与えて、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずることとされています。

続いて3ページをご覧ください。市町村に課せられた責務として法第6条におきまして、先に申し上げた市町村の役割が規定されております。そして市町村に求められる必要な措置につきまして、法第31条で具体的に規定されているという形になります。分別収集にあたっての努力義務としまして、当該市町村の区域内において、プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定、いわゆる「分別の区分」を設定することとされております。分別の基準を排出者に周知するための措置、その他区域内においてプラスチック使用製品廃棄物が当該分別の基準に従って適正に排出されるこ

とを促進するために必要な措置を講ずることとされております。

4ページをご覧ください。市町村が行う措置のイメージ図です。分かりやすいように平塚市に即して考えてみます。現在行っております本市のごみの分け方、出し方のリーフレットを机上に配付させていただいておりますので御参考にご覧ください。資料に戻りまして、図左側が現行の平塚市の処理フローとなっております。まず一番左の部分になりますが、プラマークのある容器包装プラスチックについては、プラクルとして分別をしていただき回収、リサイクルプラザにて圧縮梱包等の処理を行っております。プラマーク付きの容器包装プラスチックにつきましては、洗剤や食材等が入っていたボトルやパック等が該当します。こちらのリーフレットに基づきますと、1ページ目の表中段、資源再生物の「容器包装プラスチック」が該当します。また、それ以外の製品プラスチック、いわゆるプラスチック製のトレイ、食品保存容器、バケツやキャビネット等是不燃ごみ、もしくは粗大ごみとして排出していただき、破碎処理場にて処理を行っている状況となります。これが法第31条に基づくイメージとしては右側の欄となります。まずプラマークの有無に関係なく、プラスチック素材が使用されているものとして分別区分を設定します。これを仮に「製品プラスチック」と呼ぶこととしまして、分別区分を市民の皆様へ周知を行い、区分に従いまして排出をしてもらいます。搬入先としましては、リサイクルプラザ、もしくは破碎処理場が想定されます。

続きまして5ページになります。製品プラスチックとして分別収集を行ったものにつきましては、再商品化することになっております。本法では再商品化につきまして、2通りの処理方法を規定しています。1つ目が、指定法人を通じた分別収集物の再商品化です。市町村は、法第31条で市町村が定めた分別区分に従って集められた使用済みプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を容器包装再商品化法第21条1項に規定する指定法人に委託することができるとされました。こちらの指定法人とは、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のことを指しております。具体的な処理の流れとしては図のようなイメージとなります。まず、市民の方から排出されました製品プラスチックを回収しまして、リサイクルプラザもしくは破碎処理場にて選別・圧縮梱包等の処理を行います。容器包装リサイクル協会に再商品化を委託しまして、入札により選定されたリサイクル事業者にプラスチック使用製品廃棄物を引き渡します。引き渡された製品プラスチックは、リサイクル事業者によって再商品化され、消費者に商品として提供されるという流れになっております。

続きまして、6ページをご覧ください。2つ目の方法としまして、再商品化計画に基づく再商品化というものが規定されております。市町村は、法第31条で市町村が定めた分別区分に従って集められたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を、単独または共同して主務省令で定めるところにより、再商品化の実施に関する計画を作成し環境大臣の認定を申請することができるとされました。認定されると容器包装リサイクル協会を経由せずに処理することができるようになります。以上が、プラスチック資源循環法についての概要の説明となります。

続きまして、7ページをご覧ください。プラスチック資源循環法に対応するために、市として想定される課題について御説明させていただきます。まず、どのくらいのプラスチック使用製品廃棄物が出てくるのかというところですが、法の趣旨からは収集したプラスチック使用製品廃棄物は、極力焼却以外の方法、すなわち再商品化を行っていくこととなります。従来、汚れの具合で可燃ごみに入れてしまっていたもの、もしくは区分について判断に迷うもの等を1つのごみ袋に入れて排出できると排出者にとっては分別が楽になります。一方で、製品プラスチックという新たな区分を作って収集することになれば、量によっては、集積所の問題、収集運搬体制等での課題が生じてまいります。ではどのくらいの量が排出されることとなるのかですが、下表に令和2年度の実績から概算値を割り出しました。現在、分別収集を行っているペットボトル・プラクル以外は、以前に実施した組成分析調査や、収集作業員からの聞き取りによる混入割合からの推計となりますが、ペットボトル・プラクルの4,063トンに加えまして、可燃ごみから4,185トン、不燃ごみから1,129トン、粗大ごみから3トン等合わせまして5,000トン強のプラスチックが新たに分別され、合計で年間9,380トン程度の量に

なると考えられます。こちらの量を処理するとなった場合に想定される課題について、次頁で御説明します。

8ページをご覧ください。発生予想量から想定される課題として、収集日・集積所、収集運搬体制、処理体制、処理費用といった面で課題が想定されます。順番に見てまいります。収集日・集積所の課題についてです。現在、ペットボトル・プラクルは週1回収集しております。令和2年度の世帯数を112,191世帯とした場合、1世帯当たり毎週700グラム相当のプラごみが出ていることとなります。こちらはペットボトルとプラクルとなりますが、これを製品プラスチックとして一括収集するとした場合に、1世帯当たり毎週1.6キログラムが排出されることとなります。プラごみについてはかさばるものも多く、1.6キログラムとしても家庭で保管するには相応の場所が必要となってまいります。また、集積所につきましても、1世帯が1回に出す量が多くなれば、許容量を超えてしまう場所も発生する可能性がございます。ページ下段に移りまして、収集運搬体制の課題です。年間約1万トンを超えて週1回収集するとした場合に、1日の収集量は約192トンとなります。これを3.5トンのごみ収集車で、現場から処理施設を3往復して収集すると、約34台の車両が必要となる見込みです。

処理体制の課題です。先ほども申し上げましたとおり、一括収集したプラごみにつきましては、圧縮梱包等の処理施設として、リサイクルプラザと破碎処理場が想定されます。リサイクルプラザの処理能力は、容器包装プラスチックで1日22.3トンとなります。実際には、現在、週60トン近く搬入されているプラクルを1週間かけて処理することでほぼ限界となっております。1週間で192トン処理することは困難です。破碎処理場の処理能力につきましては1日55トン。数字上は1週間のプラごみを受け入れるということはできますが、圧縮梱包の設備がないため処理することは難しいと考えております。処理費用に関わる課題です。プラスチック使用製品廃棄物を再商品化する場合、一部は有価物として売り払いされますが、基本的には処理する費用がかかってまいります。過渡期であるため相場や単価がまだ定まっておきませんが、いずれにしろ新たな費用負担が発生してしまうものと考えております。以上がプラスチック資源循環法への対応について現状想定している課題となります。今後、リサイクル事業者ですとか、実証実験を行っている先進市等の動向を注視しつつ、本市の処理体制等の課題も鑑みまして検討を行っていく必要があると考えています。引き続き情報収集を図りながら、どのような形が適切か、研究、検討をしてまいります。

(会長)

議題2について、御意見等はございますか。

(委員)

他の市町村の調査等は行っておりますでしょうか。

(事務局)

環境省が、プラスチック資源循環法に対応した試験事業に対して補助金を交付するという事で公募し、6つの自治体が採択されました。本市と人口規模が近い自治体で申しますと長野県松本市が採択されております。試験事業の結果として、簡潔に申し上げますと可燃ごみとして混入されていたプラスチック使用製品廃棄物を、再商品化に回すとかかなりの減量効果に繋がるという報告がありました。ただ、新たに収集した「製品プラスチック」の処理に係るコストの増大が課題であるという報告もございました。神奈川県内の自治体の動きとしては、令和4年度から横須賀市が実証実験を行うことを発表しております。各自治体の動きを注視しつつ、参考にしていければと思っております。

(委員)

わかりました。是非とも、さらに詳細に他の自治体の調査し、参考にさせていただけたらと思います。

(委員)

戸別収集の反動という意味で言えば、燃えるごみから資源再生物へ移っていく、可燃ごみから見ればいわゆる「減量」となる訳ですが、プラスチックのごみも同じようなことが言えるのかなと思います。プラスチックのごみを処理するのに新たな費用が発生するとなると、戸別収集を含めて市全体として費用対効果を求めていく議論だけになってしまうのかなという危惧はありますよね。

(事務局)

本市も含めまして、他市町村も新たにプラスチック使用製品廃棄物をどのようにリサイクルしていくか、今まで焼却や埋立せざるを得なかったものも再商品化を行うということになりますので、本市で申しますと処理施設を改修しなければならないのか等、引き続き調査研究してまいります。

(会長)

プラスチック使用製品の再商品化は、現在までに実施していなかった領域です。新しく進めていくということですので、その分の費用をどう対応していくのか等大きな課題になると思います。施設の能力や再商品化に向けた業者の選定も考えていかないといけないので、引き続き他自治体の事例を含めた調査研究を進めてください。

それではその他で何か事務局からありますでしょうか。

(事務局)

その他として、次回の日程を調整させていただきます。

次回の日程を令和5年3月17日(金)14時からとする。

(会長)

それでは、次回は令和5年3月17日(金)ということをお願いします。本日の廃棄物対策審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上